

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（通知）

昨今の中東情勢の変化に伴い、石油化学製品の基礎原料であるナフサを由来とする建設資材において、供給の偏りや流通の目詰まりが生じ、工事現場への供給不足や価格上昇が顕在化しています。

これを受け、本市におきましても、公共工事の円滑な施工を確保し、受注者が安心して受注及び施工できる環境を整備する観点から、「ナフサを由来とする建設資材」の調達に係る設計変更について、下記のとおり特例運用を導入することといたしましたので通知します。

受注者の皆様におかれましては、必要に応じて担当の工事監督職員と協議を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 対象工事

札幌市が発注する全ての建設工事

2. 対象となる建設資材（調達検討資材）

中東情勢の影響を受け、供給不足や価格上昇が顕在化しているナフサ由来の建設資材

【主な想定資材】

合成樹脂製配管材（塩化ビニル管等）、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等）、防水材（シーリング材含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）など。

3. 設計変更の対象となるケース

ナフサを由来とする建設資材について、流通の目詰まり等を要因とした追加コスト（以下、「別途調達経費」）の発生により、当初契約時点における価格での調達が困難となる場合、受発注者間で協議の上、実際の調達環境に合わせた設計変更（請負代金額の増額等）を行う。

【ケース①：代替資材への変更に伴う設計変更】

設計図書通りの資材が入手困難であるため代替資材を調達した場合、当該代替資材の費用に基づき設計変更を行う。（例：塩化ビニル管から鋼管への変更等）

【ケース②：流通経路の見直しに伴う設計変更】

設計図書通りの資材を確保するために遠隔地などから流通経路を見直して調達した場合、調達地区の実勢価格や追加で必要となった運搬費を考慮して設計変更を行う。

【ケース③：流通状況を踏まえた調達経費の設計変更】

設計図書通りの資材を調達できたものの、ひっ迫した流通状況を反映した価格（調達経費等を含む高騰価格）での調達を余儀なくされた場合、実際の調達価格を基に設計変更を行う。

4. 設計変更の流れ

- (1) 工事の発注にあたり、発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を特記仕様書に示すものとする。（既契約工事においては別途受発注者間で協議の上、設計条件を設定するものとする。）なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、必要に応じて設計図書に反映すること。
- (2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく施工協議簿等の書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。
- (4) 設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。
- (5) 既済部分について、出来高部分払いを行っている場合は、当該出来高部分に該当する数量を除いた数量を設計数量とする。
- (6) 本通知に基づく設計変更は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。

5. 適用

本通知は、令和8年10月1日以降に契約する工事から適用する。
なお、令和8年9月30日以前に契約済みの工事については、遡って適用する。

6. 実務上の留意事項

①変更協議の手続きについて

- ・設計変更を希望する受注者は、昨今の中東情勢の影響による供給の偏りや流通の目詰まりを起因としたナフサ由来の建設資材調達の困難さや追加費用の発生が判明した段階で、速やかに担当の工事監督職員へ協議の申し出を行うこと。
 - ・中東情勢の影響以外である等、その他要因による場合は、工事請負契約約款第26条（スライド条項）の対象となるため、協議の中で明確に区別すること。
- 「注」：単品スライドについては、残工期が2月末満でも対応が可能な場合があることから、早めに工事監督職員と相談すること。

②証明書類の提出・確認

- ・ナフサ由来の資材であるか、中東情勢の影響による調達困難か、調達方法や価格が妥当であるかについて、必ず受発注者間で事前に協議を行い、その結果については漏れなく施工協議簿等の書面に遅滞なく記録すること。
- ・発注者は、資材の調達方法について、当該工事の施工条件下における「経済性」や「納入時期」等を総合的に考慮し、妥当な手法であるかを判断すること。
- ・受注者は、実際の資材調達に要した費用や流通経路を客観的に証明できる書類（実際の取引伝票等）を発注者へ提出すること。（※証明書類の提出が無い場合は、設計変更不可。）
- ・発注者は、実際の調達が事前協議での合意内容に基づいているかを確認した上で、設計変更手続きを行うこと

③工期の見直し

- ・資材調達経路の見直しや代替品選定に伴い、施工に遅延が生じる、または生じるおそれがある場合は、必要に応じて工事の一時中止や工期延長についても併せて協議を行い、適切に対応すること。